

報告の区分、時期、留意事項及び様式

報告の区分		報告の時期	留意事項	報告の様式
発生当日の速報報告	被害情報	覚知後、直ちに報告 以後当日に関しては、1 時間毎に報告	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 人的被害・建物施設被害の程度 ※ 橋梁・幹線道路損壊及び被害推定の指標となる施設被害を重点に。 ※ 把握した範囲で迅速性を第一に。 ※ 部分情報、未確認情報も可。ただし、「その」旨及び情報源を明記のこと。 	※対策項目ごとに所定の様式
	措置情報	応急措置実施後直ちに報告 以後実施のつど報告	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害応急体制、措置状況（避難所、食料・飲料水・生活必需品等の供給、医療・保健衛生等） ◎ 対策要員の人身に係わる事故 ◎ 対策実施上利用可能な施設・資材の現況 ◎ その他必要と認める事項 	※対策項目ごとに所定の様式
	要請情報	必要と認めるそのつど即時	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 対策要員の補充・応援の要請 ◎ 応急対策用資機材・車両等の調達の要請 ◎ 広報活動実施の要請 ◎ 自衛隊・防災関係機関・協力団体等への応援派遣の要請 ◎ その他必要と認める事項 	※対策項目ごとに所定の様式
2 日目以降の定期報告	被害情報	被害状況が確定するまでの間毎日 10 時までにとりまとめて報告	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 発生後緊急に報告した情報をふくめ、確認された事項を報告 ◎ その他必要と認める事項 ※ 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者が発生した場合には、その氏名、年齢、住所等をできる限り速やかに調査し、報告。 	※被害項目ごとに所定の様式
	措置情報	災害応急対策が完了するまでの間毎日 10 時までにとりまとめて報告	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 災害応急体制、措置状況（避難所、食料・飲料水・生活必需品等の供給、医療・保健衛生等） ◎ 対策要員の人身に係わる事故 ◎ 対策実施上利用可能な施設・資材の現況 ◎ その他必要と認める事項 	※対策項目ごとに所定の様式
	要請情報	災害応急対策が完了するまでの間毎日 10 時までにとりまとめて報告	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 対策要員の補充・応援の要請 ◎ 応急対策用資機材・車両等の調達の要請 ◎ 広報活動実施の要請 ◎ 自衛隊・防災関係機関・協力団体等への応援派遣の要請 ◎ その他必要と認める事項 	※対策項目ごとに所定の様式

被害の判定基準表

被害区分		認定基準
大型被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在が不明となり、かつ、死亡の疑いがある者。
	重傷者	当該災害が原因で負傷し、医師の治療をうけ、又は受ける必要のある者のうち、1ヵ月以上の治療を要する見込のある者。
	軽傷者	当該災害が原因で負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヵ月末満で治療できる見込のある者。
住居被害		現実に居住の用に供している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは流出した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの。
	半壊	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分はその住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラス数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したもの。
非住家被害		住宅以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊・半壊を受けたもののみ記入する。
	公共建物	市庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建築物。
その他	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったもの。
	田の冠水	田の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	畑の流失・埋没 畑の冠水	田の例に準じて取り扱う。

資料 22-2

被害区分		認定基準
その他	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、特別支援学校及び幼稚園における教育施設の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条 1 項に規定する道路のうち、橋梁を除いたもの。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋の全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なもの。
	河川	河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、もしくは準用され河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを目的とする河岸。
	海岸	海岸法（昭和 31 年法律 101 号）第 2 条第 1 項に規定する海岸保全施設。
	港湾	港湾法（昭和 25 年法律 218 号）第 2 条第 5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港施設。
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸。
	地すべり	地すべり等防止法（昭和 33 年法律 30 号）第 2 条 3 項に規定する地すべり防止施設。
	急傾斜地	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律 57 号）第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設。
	清掃施設	ゴミ処理施設及びし尿処理施設。
	鉄道不適	電車等の運行が不能となった程度の被害。
	船舶被害	ろ・かいのみをもって運行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたもの。
	電話	災害により通話不通となった電話回線。
電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数。	
水道	上水道または、簡易水道で断水している戸数の最も多く断水した時点における戸数。	

資料 22-2

被害区分		認定基準
その他	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止になっている戸数のうち、最も供給停止となった時点における戸数。
	ブロック塀	倒壊したブロック塀または、塀の箇所数。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害をうけ、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯数。
	り災者	り災世帯者の構成員。
	火災発生	火災発生件数については、地震または火山噴火の場合のみ報告する。
被害金額		災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定額を記入し未査定額（被害見込額）は、カッコ外書きする。
公共文教施設		公立の文教施設。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業団庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業施設、漁港施設及び共同利用施設。
公共土木施設		公共土木施設の災害復旧事業国庫負担法（昭和26年法律第97条）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜崩壊地防止施設、道路、港湾、漁港、下水道。
その他の公共施設		公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設。
公共施設被害市町村数		公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設、その他の公共施設の被害を受けた市町村。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニルハウス、農作物等の被害。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木苗木を被害。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜畜舎等の被害。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば漁港及び魚貝等の被害。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品。

資料 22-3

様式第1号

被災者台帳

令和 年 月 日作成

被災者住所				
世帯主氏名		職業		
被災状況	被災の原因	1 風水害 2 震火災 3 その他 () (台風第 号)		
	被災の日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃		
	被災の場所	日立市 町		
	被災の程度	住家	(1) 全壊・焼 (2) 流出 (3) 半壊・焼 (4) 一部破損 (5) 床上浸水(cm) (6) 床下浸水	
人		(1) 死者 名 (2) 行方不明 名 (3) 重傷者 名 (4) 軽傷者 名		
摘要				
世帯人員	氏名	続柄	年齢	備考

資料 22-4

様式第2号

第 年 月 日

り 災 証 明 書

世帯主住所 世帯主氏名						
追加記載事項①	被災者区分： 世帯構成員：					
	構成員氏名	続柄	年齢	構成員氏名	続柄	年齢
罹災原因						
被災住家※の所在地						
住家※の被害の程度						
追加記載事項②		被災物件種別： 浸水区分：				
追加記載事項③						

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

日立市長

第 号
年 月 日

り 災 証 明 書

(建物以外用)

住 所		
氏 名		
被災状況	災害の原因	
	被災場所	
	被災物件	
特記事項		
被災程度	被災内容	
	その他	
備 考		

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

日立市長

義 援 金 品 受 領 書

義 援 金 品 受 領 書

No. _____

金額 ¥ _____

品 名	数 量	備 考

以上のとおり、受領いたしました。
ご好意に厚く御礼申し上げます。

年 月 日

_____ 殿

日立市災害対策本部長

日立市長

印

行方不明搜索届出書

年 月 日

日立市長 殿

届出者

住所 _____

氏名 _____

職業 _____ 電話 () _____

行方不明者との関係 _____

下記の者について、搜索の届出をいたします。

氏名		住所			
生年月日	年 月 日生 (満 才)	血液型	型		
被災の日時	年 月 日	午前・午後	時頃		
被災の場所					
行方不明時の服装					
身長	cm	体重	kg		
その他特記事項 (身体上の特徴など) 					

資料 22-9

様式第15号

遺 体 処 理 台 帳

整理 番号	処理 月日	死亡者 氏名	性 別	年 齢	住 所	遺体発見時の 日時及び場所	遺族又は身元引受人			遺 体 の 処 理 状 況	備 考
							氏名	続柄	住所		